

応急手当普及員講習

# 応急手当普及員制度

Saitama  
City  
FIRE BUREAU

さいたま市消防局 救急課



## 応急手当普及員とは…

『自身の事業所または防災組織等において、当該事業所の従業員、または防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する者を言う』

簡単に言うと…

自分が応急手当を普及する指導者となって勤務する職場や、在籍している自治会等で応急手当講習の指導を行える資格ということ！

## さいたま市応急手当普及啓発実施要綱

(普及啓発活動の計画的推進) 第2条第2項

消防長は、応急手当の普及啓発活動を推進するにあたり、市民等に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、多数の市民等が入り出す事業所（以下、「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）に対し、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

市民等を行う  
応急手当講習

市民等を行う  
応急手当普及員  
講習

さいたま市では応急手当普及員の養成について、「さいたま市応急手当普及啓発実施要綱」に記載されています。

消防局では市民に対する応急手当講習を開催し、応急手当普及員を養成することで、応急手当の普及啓発を推進しています。

## 応急手当普及員講習

### ■受講対象者

さいたま市内の事業所・防災組織に所属する者で、  
当該事業所等において応急手当講習の開催を目指す方  
(応急手当普及活動の主体がさいたま市内であること)

受講対象者はさいたま市内の事業所に勤務または防災組織等に所属していて、事業所等の中で応急手当講習を開催し、応急手当普及啓発を推進してもらうことを目的としています。

## ■講習種別

- ▶ 応急手当普及員講習Ⅰ（3日 24h）
- ▶ 応急手当普及員再講習（3h）  
応急手当普及員の資格を有している者  
資格継続のため3年毎に受講

## ■講習内容

基礎的な知識・技能や指導要領の講習内容を含んだ、消防機関の実施する応急手当普及員講習を修了した者を認定

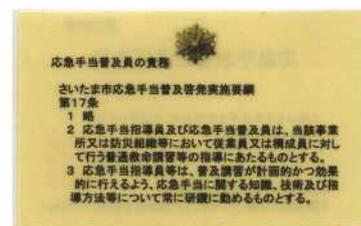
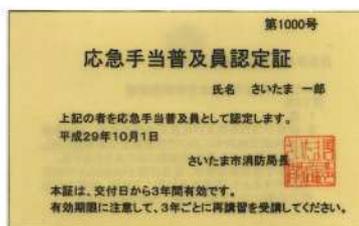
- ・ 応急手当の重要性
- ・ 一次救命処置及びファーストエイドの指導要領

## 到達目標

- (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を指導できる
- (2) 有効な心肺蘇生法を指導できる
- (3) 正しく、安全な自動体外式除細動器(AED)の使用方法を指導できる
- (4) 効果的かつ質の高い講習を実施できる

## 応急手当普及員証

3日間（24時間）で一定の基準（実技考査・筆記考査の合格者）に達した方には、さいたま市消防局長より、応急手当普及員認定証を交付



3日間の普及員講習を受講し、実技考査と筆記考査で合格すると「さいたま市消防局長」より応急手当普及員証が交付されます。消防署や消防局から訓練用資器材を借用する場合などに必要なので紛失しないようにしましょう。

万が一「紛失してしまった」、「破損してしまった」・・・という方は、救急課にご相談ください。相談後、ホームページにある「再交付申請書」により申請してください。後日、新しいものを交付します。

## 現状の応急手当普及員制度

### 応急手当普及員の質の確保 (指導技術、救命講習内容など)

応急手当普及員としての指導技術、知識の確認  
(応急手当普及員再講習 → 3年に1回の講習が担保)



3年の間、応急手当普及員に必要な技術・知識の維持

## 応急手当普及員の有効期限

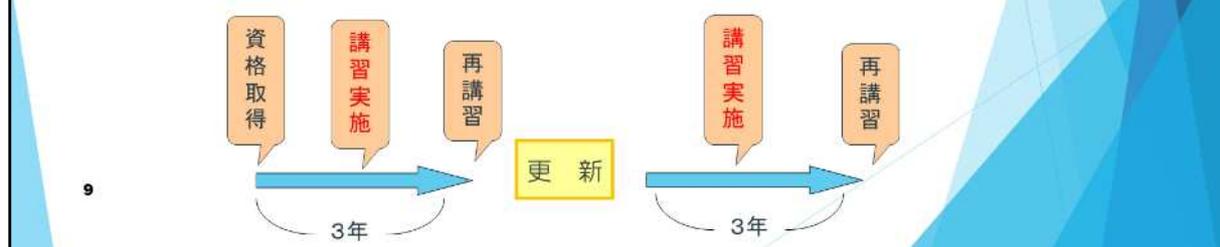
### 【有効期限】

認定日から3年で失効

※令和6年度に取得した方は令和9年度末まで有効

### 【更新の条件】

失効前に再講習（3時間）を受講した者



### 【有効期限の3年の考え方】

認定した日から起算して3年を経過した以後の3月31日まで有効。（年度内有効）

ただし、期間満了日前に応急手当普及員再講習を受講した時は、受講日から起算して3年を経過した日以後の3月31日まで延長される。

## 応急手当普及員再講習について

さいたま市 応急手当普及員

検索

カチッ

クリック

応急手当普及員認定証の有効期間に注意して、HPを確認し各個人（事業所等を通じて）で申込みをしてください。

**消防局より再講習のお知らせはしません！**

**有効期限の年度内まで更新可能です**



10

消防局から再講習のお知らせはしていないので、認定証に記載の有効期限を各自で把握してください。

再講習のご案内は、さいたま市のホームページでお知らせをしています。

毎年年度末に再講習の問合せが多くなり、講習受講者も最終開催回に集中する傾向となっています。

年度末まで有効ですから、計画的な受講をお願いいたします。

## 「特例認定」とは？

### CASE1 さいたま市内➡市外

さいたま市消防局で応急手当普及員の資格を取得したが、転勤により、さいたま市以外の市町村で仕事を始めた。転勤先の職場で応急手当講習の指導ができなくなってしまうのでは？

- A1** 今後継続して応急手当講習の指導を転勤先で行うのであれば、転勤先を管轄する消防本部（局）で応急手当普及員の認定更新について問い合わせをしてください。「特例認定」の申請を行うことで、転勤先でも応急手当普及員の資格が引き継がれます。（※一部例外となる可能性あり）

## 「特例認定」とは？

### CASE2 市外➡さいたま市内

他都市の消防本部（局）で応急手当普及員の資格を取得したが、転勤により、さいたま市で仕事を始めた。さいたま市の職場でも応急手当講習の指導ができるのか？

- A2** 今後、さいたま市で応急手当講習の指導を行うのであれば、応急手当普及員の資格を引き継ぐ措置として「特例認定」の申請を行ってください。認定の更新を行うことで、さいたま市の応急手当普及員として引き続き、応急手当講習の指導をおこなっていただきます。

## 特例認定を受ける際の注意事項

✓ 有効期限内であること

有効期限が切れた応急手当普及員証の認定更新はできません。  
特例認定を受けた場合の有効期限は他都市で取得した際の有効期限が引き継がれます。

✓ さいたま市内に在勤かつ応急手当普及啓発の活動場所が市内であること

特例認定を受けると応急手当普及啓発活動の主体はさいたま市内となります。さいたま市内に在勤等の関連がない場合は特例認定できません。

## 応急手当普及員になったら

- ▶ 各事業所等で応急手当講習の**指導者**となります。
- ▶ 応急手当講習を事業所の勤務時間等、都合に合わせて、少人数での開催や講習を分割して行うこともできます。



14

## 訓練用資器材の貸出し等

応急手当普及員が救命講習を行う場合、訓練用の人形・AEDトレーナー等の貸し出しやテキスト等の無償供与など、講習開催に係るサポート体制を確立しています。



令和5年の救急出場件数が  
過去最高となりました！

市民の応急手当に対する意識が高まっており、  
応急手当講習の受講者数が増加しています

一方で救急出場件数も増加し、救急需要に対  
応するため救急隊員による応急手当指導ができ  
ず、**応急手当の指導者が不足しています**

**そこで、応急手当普及員の方の力が  
必要です！**

地域や事業所等における応急手当指導  
のリーダーとして、さいたま市の応急  
手当普及啓発活動へのご協力  
よろしくお願いします



17